

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために

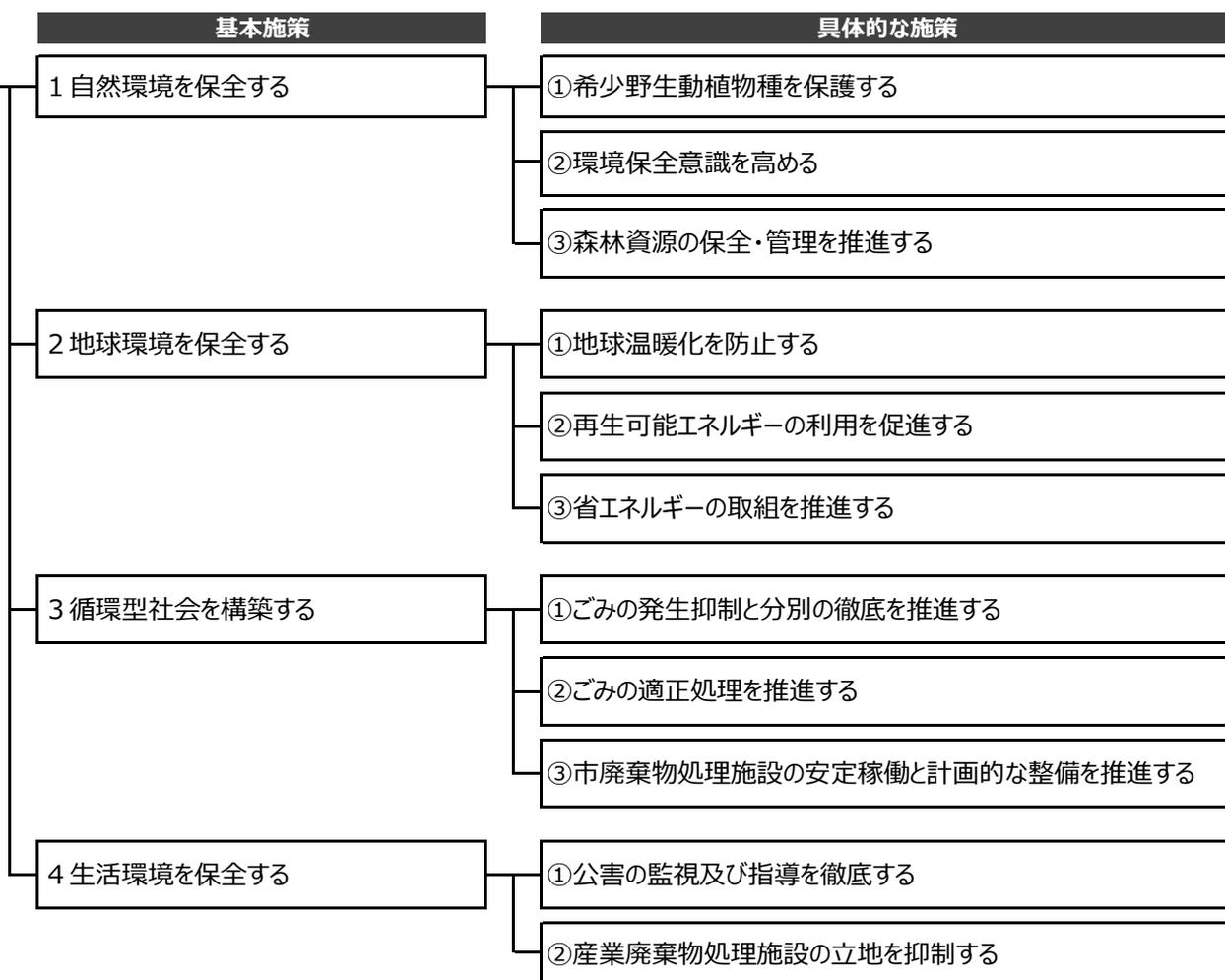
基本施策 1 - 1 自然環境を保全する

基本施策 1 - 2 地球環境を保全する

基本施策 1 - 3 循環型社会を構築する

基本施策 1 - 4 生活環境を保全する

基本政策 1 豊かな自然と共に生きるために



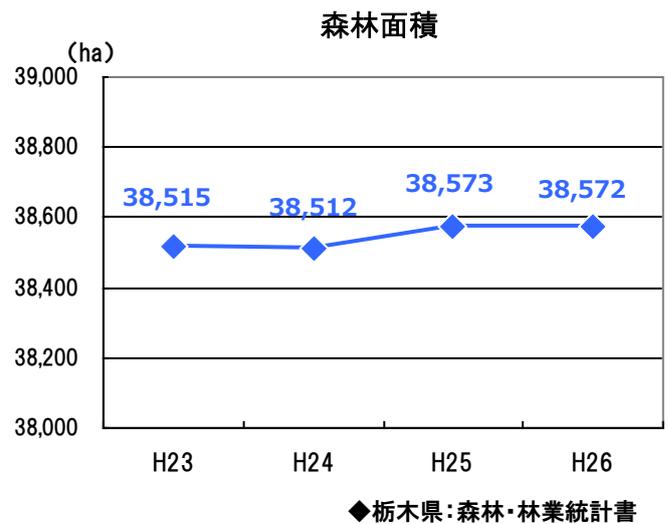
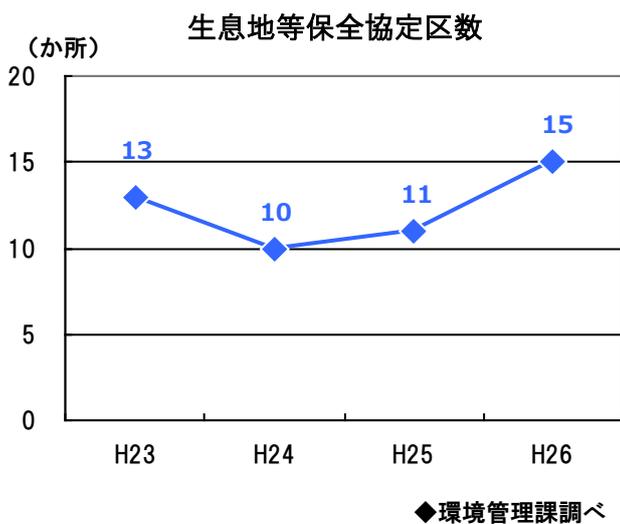
基本施策 1-1 自然環境を保全する

現状

本市は、市域の約半分を山岳部が占め、北西部の多くが日光国立公園に指定されています。また、平野部においても、豊かな田園地帯や美しい平地林が広がり、那珂川・箒川を中心に清らかな水辺環境を有し、多種多様な野生動植物が生息・生育しています。一方で、都市化の進展や各種開発による緑地の減少、手入れ不足による里山の荒廃、外来種の増加などにより、地域固有の生態系への影響が懸念されています。

郷土の豊かな生物多様性を守り育て、その恵みを次の世代に引き継いでいくために、自然環境保全意識の高揚を図り、市民・事業者・関係機関等の連携・協働による取組の推進が求められています。

森林保全においては、水源涵養機能[※]や二酸化炭素の吸着、降雨時等の防災機能が低下していることから、森林資源の機能維持や保全のための適切な管理が求められています。



課題

- 生物多様性の保全
- 自然環境保全意識の高揚
- 森林資源の保全

具体的な施策

- ①希少野生動植物種を保護する
- ②環境保全意識を高める
- ③森林資源の保全・管理を推進する

目指すまちの姿

生物多様性の重要性への理解が浸透し、自然環境の保全や希少野生動植物種の保護のために、市民・事業者・関係機関等が一体となって取り組んでいます。

適正な森林の管理により、森林の持つ多面的な機能が発揮されています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)	
① 希少野生動植物種を保護する	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドデータブック※を活用した保護の推進 ・野生動植物実態調査の実施 ・生息地等保全協定の締結 	生息地等保全協定区※数	15 か所	25 か所	環境管理課
② 環境保全意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・環境企画展等の開催 ・環境学習の推進 	環境企画展来場者数	1,212 人	1,800 人	環境管理課
③ 森林資源の保全・管理を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ・病虫・獣害防除の実施 ・保全活動への支援 ・里山林の管理支援 ・市有林の維持管理委託 	森林面積	38,572ha	38,224ha	農林整備課

関連する計画

第 2 期環境基本計画（平成 29～38 年度）

森林整備計画（平成 28～37 年度）

※水源涵養機能：洪水の緩和、水資源の貯留、水質の浄化など、水環境と深く関わっている森林の公益的な機能。

※レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生生物について、種の絶滅の危険性を評価（ランク付）し、その現状等を解説した報告書。

※生息地等保全協定区：「市希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき、希少野生動植物種の個体の生息地・生育地に係る土地の所有者等と市を当事者として、その土地の適切な保全に関する協定を結んだ区域。

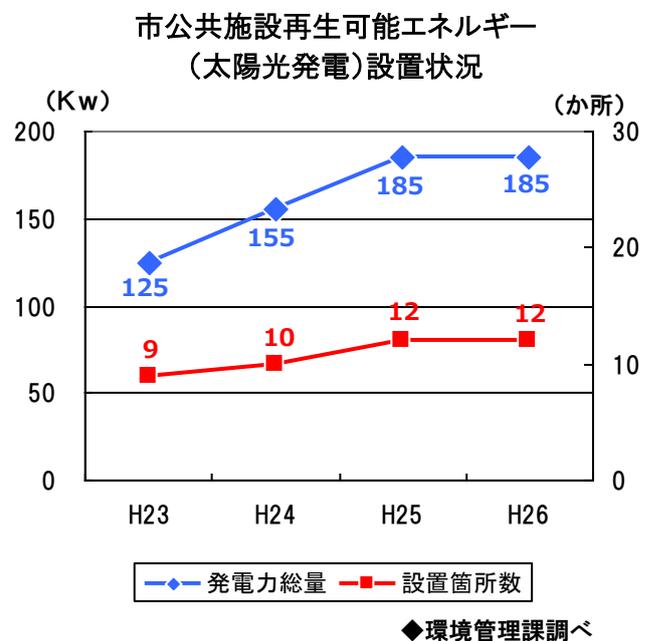
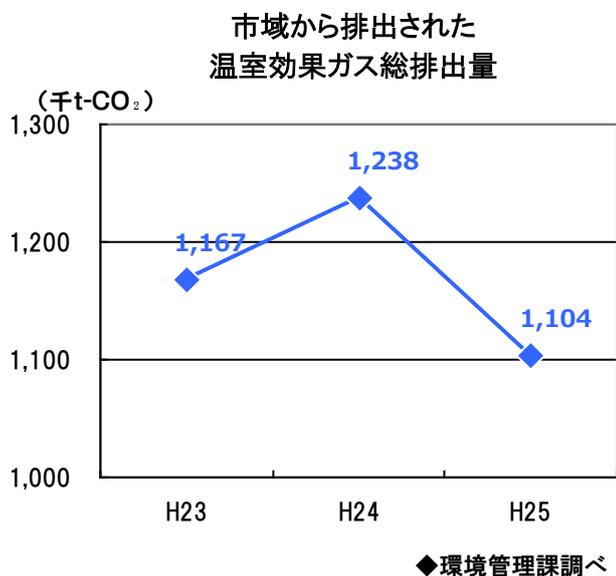
基本施策 1-2 地球環境を保全する

現状

多岐にわたる環境問題の中でも、地球温暖化は全世界共通の喫緊の問題です。記録的な猛暑や集中豪雨など、温暖化の影響によって考えられる事態は既に世界各地で顕在化しています。

地球温暖化防止のために、私たち一人ひとりが自分の生活を見直し、温室効果ガス削減のために何ができるか考え、今すぐ行動することが求められています。

また、温室効果ガスの排出源となっている化石燃料から得られるエネルギーの使用を抑え、自然の力を利用した環境への負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を促進することで、将来にわたり持続可能な低炭素社会の構築が求められています。



課題

- 地球温暖化対策の推進
- エネルギーの地産地消の促進
- 低炭素社会の推進

具体的な施策

- ①地球温暖化を防止する
- ②再生可能エネルギーの利用を促進する
- ③省エネルギーの取組を推進する

目指すまちの姿

エネルギーの地産地消の促進、市民・事業者による日常的な省エネ行動の浸透などにより、温室効果ガスの排出が抑えられたまちになっています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)	
① 地球温暖化を防止する	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の推進 次世代自動車、低公害車の普及促進 環境負荷の少ない事業活動やライフスタイルの取組促進 	市域から排出された温室効果ガス総排出量	1,104 千 t -CO ₂ (H25)	897 千 t -CO ₂	環境管理課
② 再生可能エネルギーの利用を促進する	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの地産地消の促進 産業振興と連動した再生可能エネルギーの導入 	市公共施設再生可能エネルギー(太陽光発電)設置箇所数(累計)	12 か所	15 か所	環境管理課
③ 省エネルギーの取組を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機器、高効率機器等の普及促進 住宅、建物の低炭素化の普及促進 	長期優良住宅申請件数(累計)	651 件	1,200 件	環境管理課

関連する計画

第2期環境基本計画(平成29~38年度)

地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(平成25~32年度)

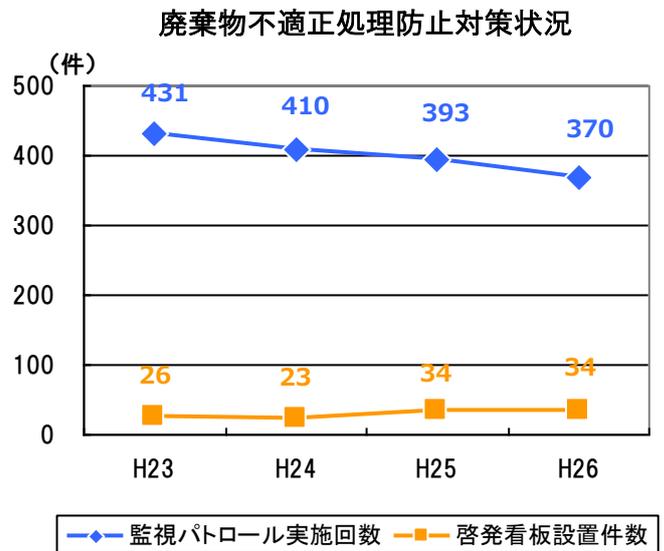
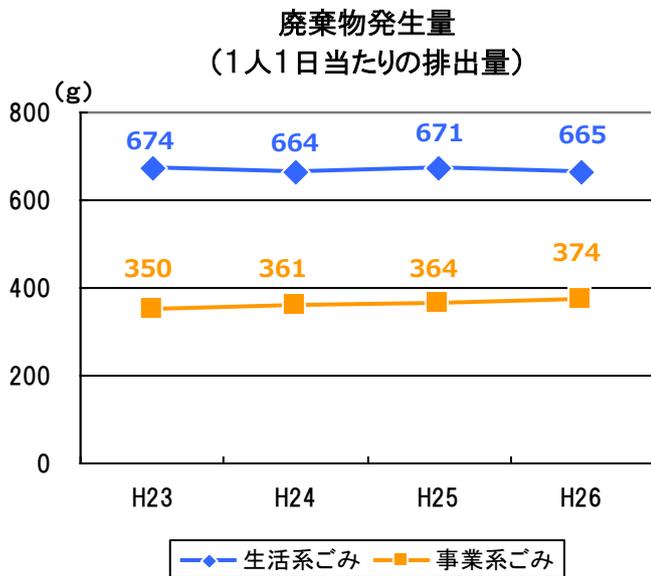
基本施策 1-3 循環型社会を構築する

現状

家庭系ごみの排出量は、ごみ処理の有料化により国県平均より下回っていますが、事業系ごみの排出量は、国県平均より上回っている状況です。

廃棄物処理施設については、一般廃棄物最終処分場の残余容量が少ないことから、新たな施設整備を進めるとともに、那須塩原クリーンセンターについても、計画的な設備改修、基幹的設備更新などによる施設の長寿命化が求められています。

また、不法投棄や野外焼却などの廃棄物の不適正処理が依然として後を絶たず、自然環境への悪影響が懸念されます。



課題

- ごみの発生抑制
- ごみの適正処理
- 市廃棄物処理施設の管理

具体的な施策

- ①ごみの発生抑制と分別の徹底を推進する
- ②ごみの適正処理を推進する
- ③市廃棄物処理施設の安定稼働と計画的な整備を推進する

目指すまちの姿 市民・事業者・市の協働により、ごみの発生抑制、分別の徹底がなされ、効率的、効果的なリサイクルが推進されています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)	
① ごみの発生抑制と分別の徹底を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量・資源化 ごみ多量排出者への適正指導 レジ袋の削減及びマイバックの推進 ごみの分別の徹底 	ごみの発生量 (※資源物除く)	890g / 日・人	846g / 日・人	環境対策課
② ごみの適正処理を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 再利用可能な資源の有効利用 市有のPCB※の適正処理 不法投棄と野外焼却対策の推進 産業廃棄物の適正処理の推進 	市有PCB廃棄物件数	66件	0件	環境対策課
③ 市廃棄物処理施設の安定稼働と計画的な整備を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 那須塩原クリーンセンターの管理運営 最終処分場の管理運営 第2期最終処分場の整備 	最終処分場残余年数	7年	15年	環境対策課

関連する計画

- 一般廃棄物処理基本計画（平成 25～33 年度）
- 一般廃棄物分別収集計画（第 8 期）
- 一般廃棄物処理実施計画

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略。溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきたが、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。

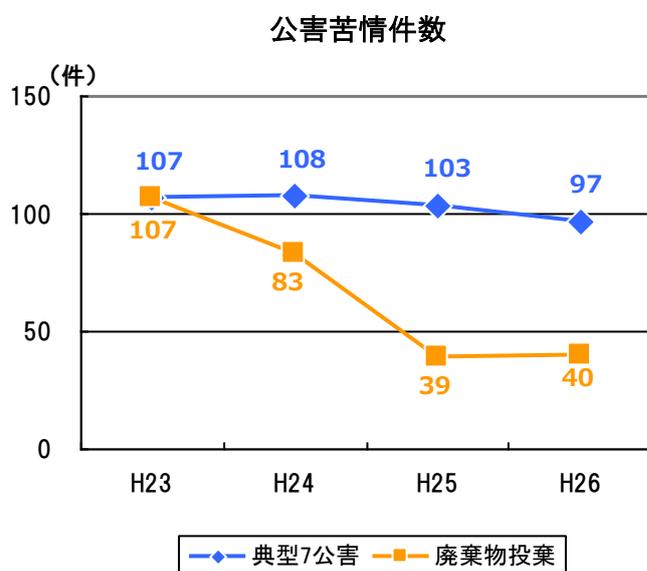
基本施策 1-4 生活環境を保全する

現状

これまで私たちは、生活における便利さや快適さの向上を追求してきた結果、環境への負荷を増大させてきました。その結果、私たちの生活を取り巻く環境では、様々な問題が発生しています。

主に公害と呼ばれるものの性格は、事業活動に起因する「産業型公害」と、都市の在り方や私たちの生活様式に起因する「都市型・生活型公害」の2つに分けられます。「産業型公害」は、各種法規制の徹底等によって対策を講じられますが、「都市型・生活型公害」には、市民一人ひとりが環境へ配慮するという意識を持って行動することが大切です。

また、本市には数多くの産業廃棄物処理施設が設置され、多量の産業廃棄物が持ち込まれており、不適正処理を起因とする生活環境への悪影響が懸念されます。本市に立地する民間の最終処分場は全てが安定型最終処分場であるため、浸出水の処理施設や地下浸透を防ぐ遮水工は設けられていません。安定5品目※以外の廃棄物が混入されると、地下水の汚染等、自然環境や生活環境への影響が懸念されます。



課題

公害の防止

産業廃棄物処理施設の立地規制

具体的な施策

①公害の監視及び指導を徹底する

②産業廃棄物処理施設の立地を抑制する

目指すまちの姿 清らかな環境のもと、暮らしの満足度が向上しています。

具体的な施策	取組内容	目標値			担当課
		指標	H 2 6 (基準年度)	H 3 3 (目標年度)	
① 公害の監視及び指導を徹底する	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域等の水質測定や、工業団地周辺の大気環境測定 指定地域における騒音・振動の測定、新幹線騒音測定 公害に関する企業等への指導、助言 公害苦情相談の受付、処理 	公害苦情件数 (典型7公害※ +廃棄物投棄)	137 件	90 件	環境対策課
② 産業廃棄物処理施設の立地を抑制する	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理施設の立地規制等に関する国、県への要望 	新規産廃施設設置件数 (施設の拡張を含む)	1 件	0 件 (計画期間累計)	環境対策課

※安定5品目：性状が安定しており、生活環境上の支障を及ぼす恐れが少ないもので、廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、ゴムくず、がれき類を指す。

※典型7公害：環境基本法で「公害」と定義される、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭の7つを指す。

